

現在の写真著作権をとりまく問題

～ JPS 著作権よろず相談の内容から～

著作権委員会

日本写真家協会著作権委員会では「JPS 著作権よろず相談室」を実施しています。写真にかかわる著作権の問題を、実務者の視点から相談者と一緒に考えていこうという相談室で、協会の内外から相談がよせられ、現在の写真家をとりまく問題を反映しています。今回は相談に多く見受けられ、委員会で検討している問題を紹介します。これらの問題の対処や解決策などについてはセミナーや勉強会の実施を検討しています。(著作権委員会)

<業務委託契約書の問題>

最近、著作権委員会で憂慮している問題の一つが業務委託契約書に関するものです。クライアントが契約書を作成し、一方的にサインを求められる事例が増加しています。問題は、この業務委託契約書に「著作権の譲渡や著作者人格権の不行使」という文言が入っていることです。

著作者人格権とは著作者の人格を守るもので、写真を他人に改変させない権利(同一性保持権)と氏名を表示する権利(氏名表示権)があります。

著作者人格権は譲渡ができないので写真家が権利を行使しないという契約になるのですが、「人格権を行使しないという契約は公序良俗に反する不当なものだ」という法律家の指摘もあります。

ある日、写真家は雑誌の編集者から会社で作成した業務委託契約書にサインを求められます。契約書には報酬が変わらないまま「著作権の譲渡と著作者人格権の不行使」という文言が記載され、「今後も仕事をお願いします」といわれます。「ここでトラブルになれば、今まで続けてきた仕事がなくなってしまう」という心配で、仕方なくサインしてしまう写真家が多いようです。

写真家の報酬とは、撮影料と著作権使用料の合計だと考えられます。雑誌の仕事であれば「撮影料+著作権の一時使用料」、広告写真ではクライアントが写真を独占使用することになるので「撮影料+著作権譲渡料」となります。著作権を譲渡する契約に変更するのなら、今までの撮影料に著作権譲渡料を加えるべきなのです。

写真は時間が経てば、時代の記録になり、過去の写真家の作品のなかにも仕事で撮影されたものが多く見られます。写真家は、時間が経っても写真の内容を把握していますから、数十年後に活用することも可能です。写真の整理には大変な労力がかかるので、譲渡先が活用することは難しいでしょう。

業務委託契約書によって譲渡させられた写真の著作

権は、写真家(著作者)の死後70年間は譲渡先のものになります。その結果、永遠に死蔵されてしまう可能性が大きいと考えられます。

しかし、クライアントと話し合っ内容を変更できた例もあります。「記載されている撮影料は掲載するためのものなので、著作権を譲渡するには掲載料とは別に譲渡料が必要です。そして、著作者人格権の不行使は人格権の否定になる不法なものです。これらの条項を外してください」と明確に説明することが必要です。また、このような交渉はやりとりの記録を残すためにメールで行うことが重要です。

<写真の再使用のトラブル>

業務委託契約書の問題とは別に、契約書がない場合のトラブルの相談もあります。

その多くが写真の再使用についてです。仕事で撮影した写真を作品集に掲載したい、クライアントが、第三者に貸し出してしまった、雑誌で撮影した写真が広告に使われた…など。

「撮影料と撮影経費を支払っているのだから、写真の著作権は発注元のものだといわれた」という話も聞きます。

家を建てた場合には代金と引き換えに、完成した住宅は注文主のものになります。この類型で著作権を考える人々がいるのも事実です。

写真は著作物なので事情が違います。

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(著作権法第2条1項第1号)」とされ、それを守るものが著作権です。

著作権は、依頼された仕事であっても、写真を撮影した写真家に発生します。著作権を譲渡するためには明確な譲渡契約が必要であり、その約束がなければ、著作権は写真家のものなのです。

<建物の権利について>

被写体の権利についての相談も多くあります。先日、大手マスコミから「建物の肖像権」についての問い合

わせがありました。肖像権とは、人格権の一つと考えられるものなので人間にしか発生しない権利です。おかしな言葉ですが、ときどき耳にするので、勘違いをしている人も多いようです。

繁華街にある有名な高層ビルを公道から撮影したけれど、どの用途までなら使ってもよいのかというような相談も多いものです。写真展を実施する、SNSで発信する、書籍に掲載する、ポストカードを作る、Tシャツにプリントして販売する…様々な利用方法が考えられます。

著作権法で考えると、次のようになります。

「建物の著作物は次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる（著作権法46条）」、該当する除外項目とは「著作物の複製物の販売を目的として複製し、その複製物を販売すること」です。つまり、その建物が主題となる写真を販売するためでなければ問題がないことになります。では、それ以外はどんな使い方をしてよいのでしょうか…答えはノーです。

たとえば、外観を商標権を設定していると公表している建物があります。この写真を使用した場合、被写体の著作権侵害の問題が起これなくても商標権のトラブルが発生する可能性があるのです。もし、被写体の知名度に便乗した使い方をすれば不正競争防止法の違反を指摘される可能性もあります。

実際、著作権侵害として訴えられた裁判の判決では著作権の侵害ではなく、他の法律（知財法など）を根拠にしている事例が多く見られます。著作権や肖像権だけに注意していればトラブルが起これないということではありません。

また、最近「施設管理権」という言葉を耳にすることが多くなりました。建物の管理団体などが「三脚の使用禁止」「写真の商用利用禁止」などのルールを設定していることがあります。同じ場所に、宣伝効果を期待した「SNSで拡散してください」というメッセージが貼り出されていることもあり、複雑です。

ルールが決められている私有地内で撮影したり、その写真を使用する時には、ルールに従う必要があります。ルールが決められた私有地内で撮影した場合には、写真家は管理者のルールに合意したことになるので注意が必要です。

しかし公道上などの私有地外からの撮影や、その写真の使用には、施設管理者のルールは及びません。知的財産権で守られていない物を撮影した写真には所有者の権利は及びません。

被写体にはさまざまな権利が関わっているので、写真の使用目的に合わせた注意が必要です。

<インターネットでの写真の公開>

写真をインターネットで公開したいという相談も多くなりました。ツイッターやインスタグラム、フリッ

カーといったSNSや写真共有サイトを作品発表に活用している写真家も多く、仕事のPR効果が期待できるという話も耳にします。仕事で撮影した写真をアップしてもよいのか…著名人を撮影したポートレイトの公表には本人の承諾が必要だろうか、など、具体的な相談も多くあります。

著作権法ではインターネット上での写真の公開を公衆送信とよび、テレビ放送などと同種類の公開の方法としています。テレビ放送と同様の行為ということですから、トラブルが起こった時の影響や責任は大きくなります。

インターネットは世界中のコンピュータに繋がっているメディアです。普段はアクセス数が少ないSNSやホームページにアップロードした写真であっても、いったん「炎上」してしまえば、その写真や文章は限りなく拡散し続けます。回収することは不可能なので、慎重な対処が必要です。

また、SNSの規約の問題もあります。SNSのアカウントを作る時には規約の承認を求められますが、これは契約行為です。規約には、投稿した写真や文章の著作権についての条項もあり、SNS運営会社と、写真家の契約書と認められます。そして、この規約がSNS運営会社の判断で自由に変更できるのも問題です。最近では投稿者に著作権を放棄させるような規約は少なくなりましたが、定期的に内容をチェックする習慣をつけることも必要でしょう。

<古い写真の活用>

協会には一般の方から「古い写真を使いたいけれどもどうしたらよいか」という相談があります。撮影者がわからない写真は、許諾を得ることができないのです。このような写真はオーファン（孤児）ワークスと呼ばれ、大きな問題です。いろいろな著作物の中でも特に写真の分野で大量に発生しています。

写真の著作権は作者の死後70年間保護されます。この期間、オーファンワークスになってしまった写真は、使用することができないのです。

そのためには写真に撮影者（作者）名を記載することが大切です。名前だけの記載であってもインターネットを使用すれば、写真使用者が撮影者と連絡を取れる可能性は高くなります。

また、2018年の著作権法改正で2021年より、授業目的公衆送信補償金制度がスタートしました。学校の授業を目的として使用された写真の撮影者がわかり、正しく申請されれば補償金が支払われます。

デジタルになって写真が転載されることが多くなりました。そのため、メディアなどへの掲載時に個別の写真ごとに撮影者名を表示することの重要度が増えています。これは、写真家自身が訴えていかなければならない問題です。

(文／著作権委員会委員長・吉川信之)